

令和 2 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 2 年 2 月 2 0 日

印刷物番号

3 1 - 7 9

も く じ

報告第 1 号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 2 号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	2
報告第 3 号	訴訟上の和解に係る専決処分の報告について-----	3
議案第 2 号	令和元年度大東市一般会計補正予算（第 8 次）について-----	別冊
議案第 3 号	令和元年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次） について-----	別冊
議案第 4 号	令和元年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 5 号	令和元年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 3 次）につ いて-----	別冊
議案第 6 号	令和元年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 7 号	令和元年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 8 号	令和元年度大東市下水道事業会計補正予算（第 1 次）につい て-----	6
議案第 9 号	令和 2 年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第 10 号	令和 2 年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 11 号	令和 2 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 12 号	令和 2 年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 13 号	令和 2 年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 14 号	令和 2 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 15 号	令和 2 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 16 号	令和 2 年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 17 号	令和 2 年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 18 号	大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について-----	別冊
議案第 19 号	大東市子ども・子育て支援事業計画の変更について-----	別冊

議案第20号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について-----	7
議案第21号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について-----	9
議案第22号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について-----	11
議案第23号	大東市立自転車・自動車駐車場条例について-----	13
議案第24号	大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について-----	26
議案第25号	大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について-----	28

報告第1号

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和2年1月8日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金187,000円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成30年10月7日大東市寺川五丁目576番地先にて本市が実施した美化清掃活動において、作業員が刈払機を用いて除草作業に従事していたところ、刈払機に接触した石が飛散し、隣接する駐車場に駐車していた相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第2号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和2年1月6日 |
| 2 和解の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金2,124円 |
| 4 和解の理由 | 令和元年9月13日相手方が市道新田3号線を南から北へ歩行していたところ、大東市新田西町70番10地先において、側溝上の鉄蓋の位置がずれていたことから、側溝に転落し、相手方を負傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |



報告第3号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

建物明渡等請求事件（大阪地方裁判所令和元年（ワ）第8150号）に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和元年11月8日 |
| 2 和解の相手方 | 
 |
| 3 和解の内容 | <p>(1) 大東市（以下「市」という。）は、和解の相手方（以下「相手方」という。）に対して、令和元年6月28日限りをもって行った建物（以下「本件建物」という。）の入居承認の取消しを、和解期日をもって撤回するとともに、市及び相手方は、本件建物についての賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）は、和解期日以降、存続することを相互に確認する。</p> <p>(2) 市及び相手方は、相手方が市に対し、令和元年10月31日、本件建物に係る滞納家賃344,600円のうち、180,000円を支払ったことを相互に確認する。</p> <p>(3) 相手方は、市に対し、上記(2)の滞納家賃の残額164,600円及び令和元年6月29日から同年11月11日までの賃料相当損害金648,100円の支払義務があることを認</p> |

め、相手方は、市に対し、同金員を次のとおり分割して、市に持参又は送金して支払う。ただし、送金手数料は相手方の負担とする。

ア 令和元年12月から令和3年10月まで毎月末日限り
33,900円ずつ

イ 令和3年11月末日限り33,000円

(4) 相手方が上記(3)の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に上記(3)の期限の利益を喪失し、相手方は、市に対し、上記(3)の金員から既払額を控除した残金を直ちに支払う。

(5) 相手方は、市に対し、本件賃貸借契約に基づく賃料として、大東市営住宅条例第15条に基づき毎年決定される金額（平成31年4月1日から令和2年3月31日までは月額5,000円）を、毎月末日限り、市に持参又は送金して支払う。ただし、送金手数料は相手方の負担とする。

(6) 次のいずれかに該当したときは、本件賃貸借契約は当然解除となる。

ア 相手方が本件賃貸借契約に基づく賃料（大東市営住宅条例第15条に基づき毎年決定される金額）の支払を2回以上怠ったとき。

イ 相手方が上記(3)の分割金の支払を2回以上怠ったとき。

(7) 上記(6)により本件賃貸借契約が解除になったときは、相手方は、市に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

(8) 相手方は、上記(7)により本件建物を明け渡したときに本件建物内に残置した動産については、全てその所有権を放棄し、市が自由に処分することに異議がない。ただし、その処分費用は相手方の負担とする。

(9) 本件賃貸借契約が解除となったときは、相手方は、市に対し、本件賃貸借契約が解除された日の翌日から本件建物明渡済まで1か月146,200円の割合による賃料相当損害金を支払う。

(10) 市は、その余の請求を放棄する。

(11) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(12) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解の理由

建物明渡等請求事件の審理の中で、相手方が継続して本件建物に居住したいとの意向を示した上で、滞納家賃の一部を納付し、併せて、滞納家賃の残額及び賃料相当損害金を2年以内で完納とすること並びに今後発生する家賃を滞納しないことを条件として受け入れたため。

議案第8号

令和元年度大東市下水道事業会計補正予算（第1次）について

令和元年度大東市下水道事業会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（元号の表示）

平成31年度大東市下水道事業会計予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

議案第20号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うため。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第5条の3）

第2章 補償及び福祉事業（第6条―第17条）

第3章 審査（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条―第24条）

附則

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第21号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特別職の非常勤の職員のうち、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職にある職員の報酬について、所要の改正を行うため。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3中

「

社会福祉法人指導監査専門員	日額 19,000円
消費生活相談員	月額 208,000円

」

を

「

産業医	月額120,000円を超えない範囲内において市長又は上下水道事業管理者が定める額
その他の専門委員等	日額17,000円又は月額350,000円を超えない範囲内においてそれぞれ市長又は上下水道事業管理者が定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

印鑑の登録を受けることができない者の要件を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 成年被後見人（意思能力を有する者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

大東市立自転車・自動車駐車場条例について

大東市立自転車・自動車駐車場条例を次のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の自転車等の駐車場に係る既存の3条例について、市民の駐車場の利用ニーズに合わせた効率的な管理を行うことができるよう所要の改正を行い、併せて当該3条例を複合させた新たな条例として制定するため。

大東市立自転車・自動車駐車場条例（案）

令和 年 月 日

条 例 第 号

（設置）

第1条 鉄道駅周辺等における自転車、自動車等の利用者の利便及び道路交通の円滑化を図るとともに、都市景観を維持するため、本市に自転車駐車場及び自動車駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第8号に規定する車両（トロリーバスを除く。）をいう。
- (2) 自動車 法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、法第3条に規定する準中型自動車及び普通自動車をいう。
- (3) 自動二輪車 法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- (4) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (5) 自転車 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

（名称、位置及び開場時間）

第3条 駐車場の名称、位置及び開場時間は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、駐車場の整備その他の理由により必要があると認めるときは、別表第1に掲げる開場時間にかかわらず、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

（駐車車両の種類）

第4条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第1名称の欄に掲げる駐車場ごとに、同表駐車車両の欄に掲げる車両とする。

（利用の許可）

第5条 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(遵守事項)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車する車両は定められた枠内に整然と駐車し、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は必ずエンジンを停止するとともに、施錠を確実にすること。
- (2) 駐車場内に物品その他のものを放置しないこと。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は駐車中の他の車両を汚損し、破損し、又は滅失しないこと。
- (4) 駐車場内において、みだりにごみを捨て、騒音を発し、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく物品の販売若しくは陳列をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等に貼り紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (8) 駐車場内の交通規制、駐車位置、運行中の事故等について、係員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼす行為をしないこと。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。ただし、これらの処分によって生じた損害については、市はその責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (4) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) 災害その他やむを得ない理由が生じたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上、利用許可の取消し等の必要があると認めたとき。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 駐車場の収容能力を超える利用の申込みがあったとき。
- (2) 車両に危険物又は他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (3) 第6条第3号に掲げる事項に違反するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上、利用の制限の必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により駐車場の施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 市は、駐車場に駐車する車両に汚損、破損、滅失、盗難等の損害が生じてもその損害を賠償する責めを負わない。

(無許可駐車車両に対する措置)

第14条 市長は、駐車場内に次の各号のいずれかに該当する車両があるときは、当該車両を移送し、保管することができる。

- (1) 第5条第1項の許可を受けていない車両
- (2) 第7条の規定により、利用許可の取消し等の処分を受けた車両

2 前項の規定により、市長が車両を移送し、保管するときは、大東市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年条例第27号）第16条から第18条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 前条の規定により指定管理者が駐車場の管理を行う場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (2) 第5条第1項の許可及び第7条の利用許可の取消し等に関する業務
- (3) 第8条の規定による利用の制限に関する業務
- (4) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項第4号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合の利用料金の額は、別表第2に掲げる使用料の額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

3 前項に規定する場合において、指定管理者は規則で定めるところにより、利用料金の一部を市に納付しなければならない。

（指定管理者の指定手続等）

第17条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

（準用）

第18条 第3条から第14条まで（第4条、第6条及び第12条を除く。）の規定は、第15条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合について準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	市長	指定管理者
	かかわらず	かかわらず、あらかじめ市長の承認を受けた上
第5条	市長	指定管理者

第7条	市長	指定管理者
	市	指定管理者
第8条	市長	指定管理者
第9条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第10条（見出しを含む。）	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第11条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第13条	市	市及び指定管理者
第14条第1項	市長	指定管理者
	当該車両を移送し、保管することができる	市長に当該車両を移送し、保管するよう要請することができる。この場合において要請を受けた市長は、速やかに当該車両を移送し、保管しなければならない

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大東市立自転車駐車場条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大東市立自転車駐車場条例（平成17年条例第11号）

(2) 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例(平成19年条例第17号)

(3) 大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場条例（平成22年条例第9号）

別表第1（第3条、第4条関係）

名称	位置	開場時間	駐車車両
大東市立四条巖駅西 自転車駐車場	大東市北新町20番	終日	原動機付自転車 及び自転車
大東市立野崎駅南自 転車駐車場	大東市野崎一丁目1番 及び18番	終日	
大東市立野崎駅西自 転車駐車場	大東市南津の辺町24 番、大東市野崎一丁目 14番及び大東市深野 三丁目1番	終日	
大東市立住道駅東第 一自転車駐車場	大東市住道一丁目3番	終日	自転車
大東市立住道駅東第 二自転車駐車場	大東市住道一丁目4番 及び5番	終日	原動機付自転 車及び自転車
大東市立住道駅北自 転車駐車場	大東市赤井一丁目6番	原動機付自転車に 係る駐車場及び自 転車に係る屋外の 駐車場にあつては 終日、自転車に係 る屋内の駐車場に あつては午前4時 30分から翌日午 前1時30分まで	
大東市立住道駅西自 転車駐車場	大東市住道二丁目3番	午前4時30分か ら翌日午前1時 30分まで	
大東市立住道駅西第 二自転車駐車場	大東市住道二丁目3番 及び8番並びに大東市 大野一丁目1番及び2	終日	

	番		
大東市立住道駅中央 自動車・自転車駐車場	大東市住道二丁目3番	自動車及び自動二輪車に係る駐車場にあつては終日、原動機付自転車及び自転車に係る駐車場にあつては午前4時30分から翌日午前1時30分まで	自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車
大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場	大東市住道二丁目1番	終日	自動二輪車及び原動機付自転車

別表第2（第9条関係）

1 自転車駐車場の駐車に係る使用料

名称	自転車			原動機付自転車		
		定期駐車	一時駐車		定期駐車	一時駐車
大東市立四条畷駅 西自転車駐車場	1月	1,600円	100円	1月	2,400円	200円
	3月	4,500円		3月	6,600円	
大東市立野崎駅南 自転車駐車場	1月	2,200円	150円	1月	3,300円	250円
	3月	6,300円		3月	9,000円	
大東市立野崎駅西 自転車駐車場	屋根 無し	1月	150円	1月	3,300円	250円
		3月				
	屋根 有り	1月	2,200円	3月	9,000円	
		3月	6,300円			
大東市立住道駅東 第一自転車駐車場	1月	2,200円	150円	—		—
	3月	6,300円				
大東市立住道駅東 第二自転車駐車場	1月	1,800円	—	1月	3,300円	250円
	3月	5,100円		3月	9,000円	
大東市立住道駅北 自転車駐車場	1月	2,200円	150円	1月	3,300円	250円
	3月	6,300円		3月	9,000円	
大東市立住道駅西 自転車駐車場	1月	2,200円	150円	—		—
	3月	6,300円				
大東市立住道駅西 第二自転車駐車場	1月	1,800円	—	—		—
	3月	5,100円				

備考

- 1 定期駐車とは、1月（月の初日から末日までをいう。）又は3月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位とする駐車をいう。
- 2 一時駐車とは、定期駐車以外の駐車であって、1日1回の駐車をいう。

2 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場に係る使用料

区分	車両種別	摘要		使用料
定期駐車	自動二輪車のうち排気量が125CC以下のもの	1月		3,300円
		3月		9,000円
	自動二輪車のうち排気量が125CCを超えるもの	1月		4,000円
		3月		10,800円
	原動機付自転車	1月		3,300円
		3月		9,000円
	自転車	1月		2,200円
		3月		6,300円
一時駐車	自動車	午前8時から午後10時まで	駐車1回1時間まで	200円
			駐車1回1時間を超えるとき30分までごとに	100円
		午後10時から午前8時まで	駐車1回1時間までごとに	100円
	原動機付自転車	駐車1回2時間まで		無料
		駐車1回2時間を超えるとき		250円
	自転車	駐車1回2時間まで		無料
		駐車1回2時間を超えるとき		150円

備考

- 1 定期駐車とは、1月（月の初日から末日までをいう。）又は3月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位とする駐車をいう。
- 2 一時駐車とは、定期駐車以外の駐車であって、1日1回の駐車をいう。
- 3 定期駐車券を紛失又は破損したときは、定期駐車券の再発行に係る実費負担分として、1,000円を徴収する。

- 4 自動車の一時的駐車に係る1日（駐車場の利用初日にあつては駐車開始から最初に到来する午前0時までの時間をいい、継続した2日目以降の駐車場の利用にあつては午前0時から午後12時までの時間をいう。）の使用料の額の上限は、1,200円とする。

3 大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場に係る使用料

区分	車両種別	摘要	使用料
定期駐車	原動機付自転車	1月	3,300円
		3月	9,000円
	自動二輪車のうち排気量が125CC以下のもの	1月	3,300円
		3月	9,000円
	自動二輪車のうち排気量が125CCを超えるもの	1月	4,000円
		3月	10,800円
一時駐車	原動機付自転車	駐車1回2時間まで	無料
		駐車1回2時間を超えるとき	250円
	自動二輪車のうち排気量125CC以下のもの	駐車1回2時間まで	無料
		駐車1回2時間を超えるとき	250円
	自動二輪車のうち排気量125CCを超えるもの	駐車1回2時間まで	無料
		駐車1回2時間を超えるとき	300円

備考

- 1 定期駐車とは、1月（月の初日から末日までをいう。）又は3月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位とする駐車をいう。
- 2 一時駐車とは、定期駐車以外の駐車であって、1日1回の駐車をいう。
- 3 定期駐車券を紛失又は破損したときは、定期駐車券の再発行に係る実費負担分として、500円を徴収する。

議案第24号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により上下水道事業管理者の諮問機関を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 3 法第14条の規定に基づき、管理者の諮問に応じて大東市水道ビジョンについての調査審議をするため、大東市水道ビジョン策定委員会（次項において「委員会」という。）を置く。
- 4 委員会の組織、運営その他委員会に関し必要な事項は、管理者が定める。
第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号及び別表第2中「附属機関」の次に「及び上下水道事業管理者の諮問機関」を加える。

議案第25号

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立まなび北新及び大東市立まなび南郷の営利を目的とする事業での使用を可能とすること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市立生涯学習ルーム条例(平成11年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の表大東市立まなび北新の項中「（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）のときは、その翌日）」を削り、同表大東市立まなび南郷の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」に改める。

第6条第3号中「目的とする事業」の次に「(大東市立まなび泉を使用するものに限る。)」を加える。

第8条の2中「すべて」を「全て」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては10割、次の各号のいずれにも該当する場合にあっては20割を乗じて得た額を加算する。

- (1) 使用者が本市内に在住、在勤又は在学しない者（使用者が法人格を有する団体である場合にあっては、当該団体の所在地が本市内でない者）である場合
- (2) 営利を目的とする事業で使用する場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第3号の改正規定及び第9条に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第3号及び第9条第2項の規定は、令和2年10月1日以後に大東市立生涯学習ルームを使用する場合について適用し、同日前に使用する場合については、なお従前の例による。

3 本市内に在住、在勤又は在学しない者（法人格を有する団体である場合にあっては、当該団体の所在地が本市内でない者）であって、この条例の施行の日前に大東市立まなび北新、大東市立まなび泉又は大東市立まなび南郷を使用したことのあるものが、当該使用をした大東市立まなび北新、大東市立まなび泉又は大東市立まなび南郷を使用する場合については、この条例の施行の日から2年間は、改正後の第9条第2項第1号の規定による使用料の加算は、適用しない。